

第10章 外資規制業種

外国投資規制は大きく2つに分類される。外国投資自体を禁じる規制、及び出資上限による規制である。インド準備銀行（RBI）が所管する外為管理法（FEMA, 1999）に基づき、商工省産業政策促進局（DIPP）が発表する統合版 FDI ポリシー（Consolidated FDI Policy）に、外国投資規制に該当する業種が定められており、統合版 FDI ポリシーは定期的に（年に1回程度）改訂、また、不定期に緩和措置が発表されている。

インドへの投資を検討するにあたっては、予定する業種が規制対象に該当しないか、該当する場合にはどのような規制の対象となるかを確認する必要がある。

1. 外国投資の禁止業種

2020年の統合版 FDI ポリシーにおいて外国投資が禁止されている業種（ネガティブ・リスト）は図表 10-1 の通りである。このネガティブ・リストに該当しなければ、次項に述べる出資上限規制の範囲内で外国投資が自動認可される。

図表 10-1 ネガティブ・リスト対象業種

No.	業種
1	宝くじ（民間・政府宝くじ、オンライン抽選などを含む）
2	賭博、カジノ（賭博場）を含む
3	チット・ファンド（賭博事業）
4	ニディ会社（互助金融会社）
5	譲渡可能開発権
6	不動産業または農家の建設
7	タバコまたはその代替品から生成された葉巻、チェルート、たばこ、およびシガリロの製造
8	原子力および鉄道事業（認められている業務以外）
9	いかなる形態での外国の技術協力は、宝くじ、賭博において禁止

（出所）2020年版統合 FDI ポリシーより作成

2. 出資規制がある業種

個別に出資規制を設けている主な業種は図表 10-2 の通りである。

なお、一定の外資規制を超えて外資による会社を設立する場合には、第 11 章に示す設立手続きの前に DIPP が設置する外国投資ファシリテーションポータル（Foreign Investment Facilitation Portal : FIFP）に申請し、関連する規制分野を管轄する官庁の審査を受けなければならない。FIFP で公開されているフォームに指定される必要書類を添付して申請する必要がある。

図表 10-2 出資規制がある業種

業種	規制概要
銀行業	民間銀行に対して、外国直接投資は上限 74%。49%以下の出資は自動認可ルートで、49%超の出資は政府認可ルートになる。
その他の金融サービス	次の機関で規制されている金融サービス活動について、FDI は出資比率に応じた最低資本金などの条件の下、自動認可ルートで 100%まで可能。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ インド準備銀行 (RBI) ▪ 証券取引管理局 (Securities and Exchange Board of India : SEBI) ▪ 保険規制開発庁 (Insurance Regulatory Development Authority : IRDA) ▪ 積立基金規制開発庁 (Pension Fund Regulatory and Development Authority : PFRDA) ▪ 全国住宅局 (National Housing Board : NHB) ▪ 政府が認めるその他の金融セクター
信用情報会社 (CIC' s)	CIC への外国投資は、100%自動認可ルートの下で許可。外国投資は、2005 年信用情報会社 (規制) 法および RBI からの規制上の認可を条件として許可されており、2020 年の FDI 政策および NDI 規則に定められたその他の条件にも従う。
保険業	保険規制開発庁 (Insurance Regulatory & Development Authority : IRDA) からのライセンス取得および [1938 年保険法] の遵守を条件に、規定された保険事業では、49%を上限に自動認可ルートで出資が可能。保険ブローカー、再保険ブローカー、保険コンサルタント、法人代理店、第三者管理人、調査員、損害査定員、または IRDA が随時通知するその他の団体を含む、仲介業者または保険仲介業者による外国投資は、自動認可ルートで 100%まで出資が許可されている。
民間航空業	定期便 (定期航空・地方航空サービス) の場合、外資 (外国の航空会社を含む) は、自動認可ルートで 49%を上限に出資が可能。 (49%超の出資は政府の認可により認められる。ただし、民間航空省のガイドラインに従う必要がある。)
空港	空港地上業務の場合、外資は自動認可ルートで 100%まで出資可能。また、テクニカルサポート、研修に関する事業も 100%まで自動認可ルートで出資可能。 空港開発の場合、既存および未開発の空港プロジェクトでは、自動認可ルートで 100%の出資が可能。
通信サービス	固定電話、携帯電話、関連付加サービスなどへの外資出資は 100%まで可能。(ただし、49%以下の出資は自動認可とし、49%超の出資は政府による個別認可取得が条件。)
石油 (精製以外)	石油精製品 (ガソリン、ディーゼル、LPG、ケロシンなど) の販売業、小規模・中規模の石油発掘業、石油パイプライン、天然ガスおよび LNG パイプラインの分野に対して、自動認可ルートで 100%の外資出資が可能。(ただし、いずれの分野でも、業種ごとに別途定められている条件、ガイドラインに従う必要がある。)
石油精製および天然ガス	石油精製については、国営企業への出資は上限 49%を条件に、自動認可ルートで出資が可能。 一方、民間企業へ投資する場合には、100%まで自動認可で認められる。

業種	規制概要
建設開発： タウンシップ、 ハウジング、 インフラ整備建設	建設開発プロジェクト（タウンシップの開発、住宅／商業施設の建設、道路または橋、ホテル、リゾート、病院、教育機関、レクリエーション施設、都市および地域レベルのインフラが含まれる）は、政府のガイドラインに従うことを条件に、自動認可で100%まで出資が可能。建設開発プロジェクトの各フェーズは、個別のプロジェクトとみなされる。
石炭・褐炭	自社の電力プロジェクト、鉄鋼製造ユニットやセメント製造ユニット用の石炭・褐炭採掘の場合、100%まで出資が可能。 洗炭場などの石炭加工事業については、石炭採掘をしないこと、洗炭・整粒状の石炭を市場に売却しないことなどの条件を満たせば、100%まで出資可能。さらに、石炭の販売、関連する処理インフラを含む石炭採掘活動については、自動認可で100%まで出資が可能。
商業	卸売業（中小企業からの調達を含む）およびキャッシュアンドキャリー（C&C）のビジネス形態については、自動認可ルートで100%まで出資が可能。 卸売業では、取引日報の記録、ライセンス・登録の取得義務などの条件のほか、同じグループ内の企業・業者への卸売も認められているが、当該卸売が卸売事業の総取引高の25%を超えてはならないと規定されている。
電子商取引分野	電子商取引分野については、FDI政策の要件を満たす場合、自動認可ルートで100%まで出資が可能。しかし、当該電子取引企業は、企業間取引（B2B）はできるが、消費者向け電子商取引（B2C）はできない。
防衛機器産業	自動承認ルートで74%を上限に出資が可能。なお、当該投資実施により、防衛産業に最新式・先端の技術が導入されていることや、その他に規定される目的を達成することを条件に、政府承認ルートで74%超の投資も可能。
農業、畜産業、 プランテーション セクター	次の農業活動については、一定の条件を満たせば、自動認可ルートで100%出資が可能。ただし、これら以外の農業・栽培分野・活動への直接投資は認められていない。
印刷出版業	ニュース・時事を扱う新聞、定期刊行物の印刷出版業、ニュース・時事を扱う外国雑誌のインド版発行については、一定の条件を満たせば、政府認可ルートで26%を上限に出資が可能。
放送業	ニュース・時事を扱うTVチャンネルのアップリンクング事業については政府認可ルートで49%、それ以外のニュース・時事を扱わないTVチャンネルのアップリンクング事業およびテレビチャンネルのダウンリンクング事業については、自動認可ルートで100%まで出資が可能。
薬品・医薬品	薬品・医薬品については、未開発プロジェクト（Greenfield Project）において自動認可ルートで100%まで出資が可能。開発済みプロジェクト（Brownfield Project）では、74%以下の出資は自動認可ルートで、74%超の出資は条件付き政府認可ルートで、外資が認められる。
鉱業	〔1957年鉱業および鉱物（開発・規制）法（Mines and Minerals（Development and regulation）Act, 1957）〕の規定を条件に、ダイヤモンド、金、銀、貴金鉱石を含む（チタン関係鉱石を除く）各種金属・非金属鉱石の探鉱・採鉱は100%まで自動認可。 しかし、チタン関係鉱石・鉱物の探鉱および鉱石の分離、加工については、〔1957年鉱業および鉱物（開発・規制）法〕の規定およびその他に規定されたルールに従うことを条件に、政府認可により100%まで出資が可能。

業種	規制概要
単一ブランドの小売業	単一ブランドの小売業は 100%まで自動認可ルートで出資が可能。ただし、これら小売業は、特定の条件に適合する必要がある。
総合小売業（複数ブランド小売業）	出資比率 51%を上限に、総合小売業への投資が政府認可で可能。
免税品店	保税地域で営業する免税品店については、1962 年関税法の規定を満たすことを条件に、自動認可ルートで 100%まで出資可能。
電力取引所	Central Electricity Regulatory Commission (Power Market) Regulations, 2010 への登録を条件として、電力取引所については、49%まで自動認可で外資出資可能。
年金業	外資は FDI 政策の条件を満たし、かつインドで年金基金資産運用管理活動の従事に関して、Pension Fund Regulatory and Development Authority への必要な登録を行う場合には、49%を上限に自動認可ルートで可能。
製造	セクターごとのキャップまたは条件などが設定されている場合を除き、自動認可ルートにて 100%まで可能。 また、製造業者は政府認可なしに、電子商取引を含む小売・卸売のいずれの方法でも販売できる。
White Labelled ATM (WLA)	WLA の運用について、最新の監査済み財務諸表において 10 億ルピー以上の純資産を持つ海外の NBFC (Non Banking Financial Company) は、自動認可ルートで 100%まで出資が可能。

(注) キャッシュアンドキャリー：現金問屋。卸売業者の一種で、店舗や倉庫に商品を展示して、小売業者・業務用需要者などの顧客に現金で販売し、商品を持ち帰ってもらう仕組み。通常の卸業者のように、信用供与や配送は行わないが、商品の価格を抑えて販売可能な点が特徴。

(出所) 2020 年統合 FDI ポリシーより作成